

船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 平成29年1月27日(金)
開 会 午後 1時00分
閉 会 午後 1時31分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委員長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明

4. 出席職員 教育次長 秋 山 孝
管理部長 原 口 正 人
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 佐 藤 宏 男
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 秋 元 大 輔
教育総務課長 度 会 益 己
学務課長 筒 井 道 広
指導課長 尾 楠 欣 也
社会教育課長 二 野 史 靖
文化課長 田久保 里 美
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
中央図書館長 金 子 昌 利
施設課主幹兼課長補佐 安 藤 明 宏
青少年課長補佐 池 田 直 樹
総合教育センター副主幹 兼 坂 尚 貴

5. 議 題
第1 議決事項
議案第3号から7号 平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

6. 議事の内容

【教育長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから、教育委員会会議臨時会を開会いたします。

会議を進める前に、平成28年第4回船橋市議会例会において議会の同意を得まして、平成29年1月17日付で市長から教育委員会委員として任命されました委員をご報告いたします。

平成29年1月16日をもちまして、任期満了により石坂展代委員が退任され、後任として小島千鶴委員が任命されました。

なお、本日の教育委員会会議の開催に当たり、小島委員より所用により欠席との連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第3号から議案第7号は、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号の、市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項に該当いたしますので、非公開といたしたいと思ます。

ご異議ございませんか。

【各委員】

はい。

【教育長】

異議なしと認めます。議案第3号から議案第7号を非公開といたします。

それでは、審議に入りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに、教育総務課から説明をお願いします。

【教育総務課長】

議案第3号から議案第7号につきましては、市長が平成29年第1回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものです。

内容につきましては、担当課から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思ます。

以上でございます。

【教育長】

それでは、議案3号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第3号、平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について、内容につきましては、教育に関する平成29年度船橋市一般会計予算の意見聴取でございます。ご説明いたします。

資料は別冊になります。「平成29年度教育費予算案 平成28年度3月補正予算案」の冊子をご覧ください。

資料1ページをご覧ください。

平成29年度の一般会計歳出予算額は、表の一番下の欄になります、2,095億円です。そのうち、教育費の予算額は3つ上、290億6,100万円になります。これは、平成29年度当初予算案から2つ右に行っていただいて、27億8,150万円の増額となっております。市全体の一般会計予算としましては、2,095億円が今年度の当初予算案ですけれども、一番下の1つ右、28年度当初予算は2,122億5,000万円、そうしますと、差し引き、今年度は27億5,000万円の減額の予算案となっております。市全体では減額の中、教育としましては増額の予算ということで今年度ついております。

なお、前年度よりマイナスの予算になったのは、平成20年度以来ということになっております。

次に、増減の主な内容についてご説明します。5ページをご覧ください。

特に増減の大きいものとしまして、中ほど、15項、小学校費が約18億円ほど増加しております。主な増加理由は、20目、学校建設費の右をたどっていただいて、6ページのほうに記載がございますが、(仮称)塚田第二小学校の用地購入で約25億円の増加、法典東小学校の増築工事で約4億5,000万円の増加となっております。

次に、25項、高等学校費が約20億円増加しております。主な増加理由が右側の6ページのほうに記載がございますが、第3体育館の整備費で約19億円の増加となっております。

次に、主な新規事業について、船橋の教育の体系に合わせてご説明いたします。17ページの6番をご覧ください。

平成29年度から図書館に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者を評価するための委員会を設置します。この事業費のうち、委員会の報償費は20万6,000円でございます。

次に、19ページの17番をご覧ください。

(仮称)田喜野井まちかどスポーツ広場を整備いたします。事業費のうち、整備工事費は4,110万円です。

また、19番は、障害者のスポーツを推進するための協議会を平成30年4月までに

設立するため、検討委員会を設置いたします。

29番は、取掛西貝塚の保存整備に向けて、地形測量と部分的な発掘調査を実施し、史跡予定地を購入いたします。

次に、21ページをご覧ください。

21ページの40番でございます。第50回青少年交歓大会でスタンプラリーを実施いたします。

次に、23ページをご覧ください。

基本方針3の5番はセカンドブック事業費で、1歳6カ月健康診査以降に、図書館で絵本を1冊配付いたします。

次に、27ページをご覧ください。

10番は、特別支援学校高根台校舎の児童の増加に伴い、教室数が不足するため、校舎の増築を行います。

次に、基本方針7の3番、4番、こちらは（仮称）塚田第二小学校の用地を購入し、建築設計等を行います。

8番、10番は、行田中学校の校庭拡張用地等を購入いたします。

以上が、船橋の教育の体系に位置づけた事業に係る主な新規事業の予算です。

次に、歳入予算です。34ページをご覧ください。

教育関係の歳入予算は、一番下の合計欄ですが、105億8,348万2,000円です。これには、財政課所管の市債も含まれております。市債は、「95 市債」と書いてある部分です。この市債を除く教育委員会の歳入は、約38億円になっております。

次に37ページをご覧ください。

37ページ、（1）継続費です。継続費は、平成29年度から30年度までの2カ年事業として、特別支援学校高根台校舎増築事業があり、総額6億5,060万円でございます。

次に、38ページの（2）債務負担行為をご覧ください。債務負担行為は4事業あり、限度額の総額は約1億5,000万円でございます。

以上が、教育に関する平成29年度当初予算案の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

鎌田委員。

【鎌田教育長職務代理者】

全体の予算が減額の中で、教育関連予算について増額ただけて大変ありがたいことだと思います。また、今ご説明いただいた新規事業の数も、新しい取り組みとして大変

魅力的なものだと思いますけれども、この新規事業というのは、昨年と比べて、額というより、数的にはどうなんでしょうか、ふえているのか、大体同じくらいなのか。何となく、今回多いかなという気がしているんですが、もし、今日分からなければ、後ほどでも結構ですので、お教えいただければと思います。

【教育総務課長】

後ほど、調べまして、確かなものをお伝えしたいと思います。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、議案第3号「平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第3号につきましては、原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、施設課、説明願います。

【施設課主幹】

それでは、施設課から、議案第4号、平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について、内容につきましては、公共用地先行取得事業特別会計について説明させていただきます。資料は39、40ページとなっております。

塚田地区については、今後も生徒数の増加が見込まれますことから、国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地を取得し、将来の教室不足に備えるものであります。現在のところ、教室不足は生じていないため、中学校の新設について事業決定はいたしておりませんが、AGCテクノグラス中山事業所跡地をはじめとする開発等により、将来的に教室不足になることが想定されますので、用地を先行取得することによって、中学校新設事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、公共用地先行取得事業特別会計において取得するものであります。

今回、国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地2万5,978.24平米のうち、約2,800平米を行田中学校の拡張用地として一般会計で取得し、残りの約2万3,200平

米を、新設中学校の予定用地として、特別会計で取得するものであります。

施設課からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】

これを特別会計にしているというのは、行政的な意味で一般的なことなのか教えてください。特別会計にする意味というのを教えていただければと思います。

【施設課主幹】

これは財政的な、財源を確保するためでございまして、公共用地先行取得事業債という起債がありまして、本来は中学校建設が決まっていれば、教育債という方向になるんですけども、まだ中学校の建設が決定はしておりませんので、先行取得という形になります。その場合は、公共用地先行取得事業債を活用するんですけども、そのためには、用地特別会計とする必要がございます。そのために、特別会計で予算立てをすることになっております。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

例えば、教育委員会以外でも、このようなことがあった場合には、同じこの特別会計に入るのか、それはこの土地だけのことにに関してなのか教えていただければと思います。

【施設課主幹】

今回も、この39ページを見ていただきますと、15億1,800万円、右側の40ページで9億9,950万円となっていると思うのですが、この差額分につきましては、二和の国家公務員住宅をここで購入いたします。ただ、この所管は教育委員会ではございませんので、市長部局のほうで持っております。同じように、この公共用地先行取得事業特別会計の中で処理しているものでございます。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがですか。

鎌田委員。

【鎌田教育長職務代理者】

名称からすると公共用地ということで、ご説明いただいた中身は小学校、中学校用地、大変うれしいところなのですけれども、例えば、その小学校、中学校が、何らかのことで、同じ公共施設でも違う用途に使われるというふうな可能性もあるのでしょうか。

【施設課主幹】

これは国の協議で、引き渡しの条件で、中学校をつくるということを想定して進んでおります。

ただ、今の想定で、子どもたちの数がふえていくという想定になっておりますので、万が一、子どもたちが想定どおりにふえない、学校をつくる必要がないということになった場合には、そのタイミングで、市長部局なり国なりと協議していくことになるかと思えます。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、議案第4号「平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第5号、平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてご説明いたします。内容は、平成28年度船橋市一般会計補正予算についてでございます。資料は41、42ページをご覧ください。

教育費の歳出補正額は、42ページの一番下の欄の左から2番目になりますけれども、

4億8,259万2,000円でございます。

補正内容といたしましては、国の補正予算による国庫補助金を活用した学校施設の改修費や、市立高校第3体育館の事業費確定に伴う減額補正、日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金の助成額確定に伴う歳入の減額補正となっております。

次に、43、44ページをご覧ください。

継続費になります。法典東小学校増築事業と市立高校第3体育館改築事業の2事業です。いずれも継続費の総額及び年割額の補正です。

次に、45、46ページをご覧ください。

繰越明許費でございます。繰越明許費は追加と変更の2つがございます。追加は新たに繰り越す事業を加えるもので、変更は既に繰越明許の補正済みの事業について、繰越額や内容を変更するものでございます。

まず、追加ですが、小学校の施設整備事業と東図書館等複合施設の整備事業の2つです。

次に、変更ですが、小学校の設備機器改修事業と、中学校の校舎及び体育館整備事業の3つです。いずれも年度内の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

以上でございます。

【教育長】

以上ですけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号「平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第6号、平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてご説明いたします。内容は、船橋市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

資料は本冊の10ページの新旧対照表をご覧ください。

平成29年4月1日から、中央図書館、東図書館、北図書館の3館が指定管理者によ

る運営となり、一定の職員が減りますので、教育委員会の定数を改めるものでございます。人数は、平成29年度予算計上職員数と同数の562人に改めるものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
佐藤委員。

【佐藤委員】

関係ないことなのですけれども、全体的には、この人数が増えていますけれども、その理由について分かれば教えていただきたいと思います。

【教育総務課長】

全体は、市長部局のほうで2,860人から2,930人と増えておりまして、主な増員の要因が保育士の大量確保です。あと、事務職員についても一定の増員となっております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【教育長】

ほかにございませんか。

それでは、議案第6号「平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号について、中央図書館、説明願います。

【中央図書館長】

資料は、13ページをご覧いただきたいと思います。

本市図書館におきましては、平成29年4月から西図書館が市直営、残りの中央、東、北図書館3館に指定管理者制度を導入して運営を開始するに当たり、開館日数の拡充を行い、利用者へのサービス向上を図るものでございます。

改正内容といたしましては、14ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、毎週月曜日としていた休館日を、公民館の休館日と同じ、毎月の最後の月曜日を除き開館いたします。これにより、毎月最後の月曜日だけの休館といたします。

次に、毎月の最後の木曜日に行っておりました月末図書整理日のための休館日を、同一週内に1日を越える休館日が発生することを避けるために、第2木曜日に変更いたします。

また、月曜日が祝日になった場合には開館し、翌平日を休館としていましたが、これを廃止して、最終月曜日が祝日に当たった場合には休館といたします。

以上、西図書館を含む4館全ての図書館で、毎月の最後の月曜日を除き、月曜開館を実施するものです。

なお、施行日につきましては、前回の教育委員会会議時におきまして平成29年4月1日とご説明をいたしましたが、改めて法務課と協議をした結果、これを公布日とするものでございます。

それから、前回、佐藤委員のほうから、図書整理日を木曜日になっている理由と、木曜日ではなく月曜日に2回休館したほうがわかりやすいのではないかというご質問とご意見をいただきました。確認をいたしましたところ、図書整理日を木曜日になっている理由につきましては、昭和63年4月に中央、西、東図書館3館の開館時間を、毎週水曜日と金曜日に限って午後7時まで2時間延長する試行を行い、その後、正式にこれは実施する形になりました。それまでは、図書整理日につきましては毎月の最終平日となっておりますが、この変更により、開館時間を延長した水曜日、金曜日や、利用者の多い土曜日、日曜日を休館とするのはサービス拡充に逆行することから、平日の火曜日と木曜日のうち、休館日の翌日で業務の多い火曜日を避けた結果、木曜日に決定したと思われれます。

それから、毎月2回の月曜日を休館にしてはとのご意見をいただきましたが、他市の状況を見ても、多くが定休の休館日とは別に図書整理日を設けておりまして、最後の木曜日から第2木曜日としたのは、木曜日が図書整理日ということは既に利用者にも周知されているところからでございます。最後の月曜日のみを休館としたのは、あくまで定休日をも1回とする扱いでございます。

以上でございます。

【教育長】

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】

休みが変わって、利用者にはとても便利になるとは思いますけれども、若干の混乱に対して意見が出ることもあるのかなと思いますので、周知の方法と、対処の仕方をしっかりしていただければなと思います。それだけです。

【中央図書館長】

貴重な意見をいただきましてありがとうございます。周知をしっかり図っていきたいと思います。

【教育長】

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第7号「平成29年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、その他、何か報告したいことがある方は報告願います。

【生涯スポーツ課長】

お手元に、「船橋市都市公園条例の一部を改正する条例」というA4の1枚の用紙があるかと思っておりますのでご覧ください。

平成29年第1回船橋市議会定例会に、都市整備部公園緑地課が所管いたします、この船橋市都市公園条例の一部を改正する条例案が議案提出される予定でございます。船橋市都市公園条例に規定されております施設のうち、運動公園、法典公園、若松公園、高根木戸近隣公園、北習志野近隣公園のうち、運動施設の管理運営につきましては生涯スポーツ課が行っておりますので、その主な改正点について、ここでご報告させていただきます。

今回の船橋市都市公園条例の一部を改正する条例案は、平成28年6月に企画財政部財政課が策定いたしました使用料手数料の算定の基本的な考え方を踏まえ、使用料の一部見直しを行うものでございます。

主な改正点ですが、第1点ですけれども、受益者負担額の適正化による使用料の見直しとなります。ここにも例を挙げておりますけれども、まず、運動公園の野球場でございますが、一般の野球チームが使う場合、使用料は現在1,500円になっておりますけれども、1.5倍上がりまして2,250円となります。また、法典公園以外のテニスコートでございますけれども、今現在300円をいただいているところなんですけれども、それが1.5倍の450円に上がります。

2点目でございますが、単位時間の料金の統一化ということになります。今現在、運動施設につきましては2時間単位で皆様にご利用いただいていることから、条例には、「9時～13時」や、「13時～21時」の区分がございますが、これを全て2時間当たりの額で統一することになります。

3番目でございますが、運動公園プールの新料金の設定となります。今年の7月に新しいプールができる予定でございますけれども、この基本料金を3時間以内とすることによりまして、一般が560円、大学生が370円、高校生280円、小・中学生140円とすることになりますので、そのことをここでご報告させていただきます。

以上でございます。

【教育長】

この報告について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

佐藤委員。

【佐藤委員】

使用料、手数料の算定の基本的な考え方というものに含まれている費用にはどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

【生涯スポーツ課長】

まず、原価という考え方がございます。原価というのは、市民の方に負担していただく費用につきまして、その内容としては、施設の維持管理に要する費用、そのうちの施設の貸し出し事業にかかる費用を計算しまして、それがもとになります。つまり、人にかかる費用と、当然、物にかかる費用の2つがありますので、それを合算いたします。

それで、主として、その施設が受益者負担割合という考え方の中で、何%ぐらい市民の方に負担していただくかという考えがございまして、それが、例えばゼロの場合もありますし、25%、50%、75%、全額負担していただくという考えがありますけれども、それぞれの施設につきましては、企画財政部の方で調整をしまして、それぞれの

施設によって受益者負担割合が異なります。

以上でございます。

【佐藤委員】

人にかかる費用というのは、その施設に常備、管理をしている人の人件費ということですか。

【生涯スポーツ課長】

そのとおりでございます。そこにいる職員の人件費から、ほかには光熱水費から何かから全部含めて、その貸し出しに係る費用となります。

以上でございます。

【佐藤委員】

わかりました。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時31分閉会